法律

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和二年十二月九日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第七十一号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律

（スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正）

第一条　スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「なる試合」の下に「等」を加える。

第一条中「定め」の下に「、スポーツを支える者の協力の下にスポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保等を図り」を加え、「寄与する」を「寄与し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に資する」に改める。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条　この法律において「スポーツ振興投票」とは、次に掲げる行為をいう。

一　サッカー又はバスケットボールの一又は二以上の試合の結果についてあらかじめ発売されたスポーツ振興投票券によって投票をさせ、当該投票と当該試合の結果との合致の割合が文部科学省令で定める割合（以下この号、第十三条第一項及び第十四条において「試合に係る合致割合」という。）に該当したスポーツ振興投票券を所有する者に対して、試合に係る合致割合ごとに一定の金額を払戻金として交付すること。

二　サッカー又はバスケットボールの一又は二以上の競技会の経過又は結果についてスポーツ振興投票券によって投票をさせ、当該投票と当該競技会の経過又は結果との合致の割合が文部科学省令で定める割合（以下この号並びに第十三条第一項及び第三項において「競技会に係る合致割合」という。）に該当したスポーツ振興投票券を所有する者に対して、競技会に係る合致割合ごとに一定の金額を払戻金として交付すること。

第二章の章名中「試合」の下に「等」を加える。

第四条の見出しを「（対象試合等）」に改め、同条中「試合は」を「試合又は競技会は」に、「第十条第二項第一号及び第二号並びに第十二条」を「第十条第二項各号、第十二条及び第二十一条第一項第四号」に、「サッカーの試合」を「試合又は競技会」に、「及び第十条第二項第四号及び第二十七条の二第一項」に、「対象試合」を「対象試合等」に改める。

第五条中「対象試合」を「対象試合等」に改める。

第五条の二の見出しを「（特定対象試合等）」に改め、同条中「対象試合の」を「対象試合等の」に、「の試合」を「又はバスケットボールの試合又は競技会」に、「特定対象試合」を「特定対象試合等」に改める。

第七条第一項中「対象試合」を「対象試合等」に改め、「なる試合」の下に「又は競技会」を加え、同条第三項中「特定対象試合」を「特定対象試合等」に改め、同項後段を削る。

第十条第二項中「第十二条」の下に「及び第三十二条において「指定試合」という。）又は同項の規定により指定された個々の競技会（第十二条及び第三十二条において「指定競技会」という。）（以下この項」を加え、「、第三十二条」を削り、「指定試合」という。）」を「指定試合等」と総称する。）であって当該各号に定めるもの」に改め、同項各号を次のように改める。

一　機構の役員及び職員　当該機構が開催する指定試合等

二　第二十四条第一号に規定するチームを保有する機構の社員（その社員が法人である場合には、その法人の役員）　当該機構が開催する指定試合等

三　第五条第一項の規定による登録を受けた選手、監督、コーチ及び審判員　当該登録に係る機構が開催する指定試合等

四　天候の悪化その他やむを得ない事由により対象試合等の中止を決定し、又はその決定に関与する権限を有する者（前三号に掲げる者を除く。）　当該対象試合等を開催する機構が開催する指定試合等

第十条第三項中「個々の試合」の下に「（第十二条の二、第十三条第一項及び第三十二条において「特定指定試合」という。）又は第七条第三項において準用する同条第一項の規定により指定された個々の競技会（第十二条の二、第十三条第一項及び第三十二条において「特定指定競技会」という。）」を加え、「、第十二条の二、第十三条」及び「、第三十二条」を削り、「特定指定試合等」に、「いう。）で」を「総称する。）で」に改め、同項第一号中「の試合」を「又はバスケットボールの試合又は競技会」に改め、同項第二号中「の試合」を「又はバスケットボールの試合又は競技会」に改め、「サッカーチーム」の下に「又はバスケットボールチーム」を加え、同項第三号中「の試合」を「又はバスケットボールの試合又は競技会」に改め、「当該試合」の下に「又は競技会」を加え、同項第四号中「特定対象試合」を「特定対象試合等」に改める。

第十二条の見出し中「結果」の下に「等」を加え、同条中「結果」の下に「又は指定競技会の経過若しくは結果」を加える。

第十二条の二の見出し中「結果」の下に「等」を加え、同条第一項中「結果」の下に「又は特定指定競技会の経過若しくは結果」を加える。

第十三条中「結果」の下に「若しくは特定指定競技会の経過若しくは結果」を加え、「金額をいう。以下同じ」を「金額をいう」に、「を合致の割合ごとに配分し、当該配分した金額にそれぞれ次条の加算金を加えた金額（以下「配分金額」という。）を合致の割合ごとに各合致投票券（合致の割合に該当するスポーツ振興投票券をいう。以下同じ。）にあん分した金額（当該あん分した」を「（以下この条において「払戻対象基礎額」という。）について、次の各号に掲げるスポーツ振興投票の区分に応じ、当該各号に定める金額（当該各号に定める」に、「当該あん分した金額が合致の割合」を「当該各号に定める金額が試合に係る合致割合又は競技会に係る合致割合」に改め、「、合致投票券」の下に「（試合に係る合致割合又は競技会に係る合致割合に該当するスポーツ振興投票券をいう。以下同じ。）」を加え、同条に次の各号を加える。

一　第二条第一号に掲げるスポーツ振興投票であってその対象となる試合の数が一であるもの　払戻対象基礎額を各合致投票券に按分した金額

二　第二条第一号に掲げるスポーツ振興投票であってその対象となる試合の数が二以上であるもの　払戻対象基礎額を試合に係る合致割合ごとに配分し、当該配分した金額にそれぞれ次条の加算金を加えた金額（同条において「配分金額」という。）を試合に係る合致割合ごとに各合致投票券に按分した金額

三　第二条第二号に掲げるスポーツ振興投票　払戻対象基礎額を競技会に係る合致割合ごとに配分し、当該配分した金額を競技会に係る合致割合ごとに各合致投票券に按分した金額